様式第１号（第６条関係）

不妊検査

村田町不妊検査費助成事業申請書

　関係書類を添えて次のとおり不妊検査費の助成を申請します。

　また、村田町が本申請の審査に関して関係機関に照会することに同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  | 昭和・平成　　　年　　　月　　　日生　　（　　　　　　　　　歳） |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　（　夫　・　妻　） |
| 現 住 所 | 〒（　　　　－　　　　）　電話　　　　　（　　　　　　） |
| 配偶者 | ふりがな |  | 昭和・平成　　　年　　　月　　　日生　　　　　（　　　　　　　　　歳） |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　夫　・　妻　） |
| 現 住 所※申請者と異なる場合のみ記入 | 〒（　　　　－　　　　）　電話　　　　　（　　　　　　） |
| 申請額 | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（助成上限額：５０，０００円）　 |
| 　村田町長　様　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 （口座名義人と同じ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 振込先 | 金融機関名※申請者の口座を記入 | 　　　　　　　　　　銀行・金庫組合・農協（　　　）　　　　　　　　　 | 本・支店名 | 本　店支　店　出張所 |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | フリガナ |  |
| 口座名義人（申請者） |  |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | （右詰め記入） |
| 確認項目 | 該当する内容の□にレ点を記入してください。１　婚姻関係* 法律婚
* 事実婚　（事実婚申立書が必要です。）

２　確認項目（該当しない場合は助成の対象となりません）◆過去に他の地方公共団体及び村田町においてこの助成を受けたことがあるか□　ない　・　□　ある　（ある場合⇒直近に出生したお子様の出生日又は死産となった日を記載）（　　　　　　年　　　　月　　　　日）* 今回申請する検査費用について、他の地方公共団体及び村田町の他の事業による

助成を受けていない* 夫と妻の両方が検査を受けた
 |

≪必ず裏面もご覧ください≫

必要な添付書類及び注意事項について記載しています。

【添付書類・チェックリスト】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 申 請 書 類 | ☑ |
| １ | 村田町不妊検査費助成事業に係る受診等証明書（様式第２号）※夫婦が別の医療機関を受診した場合は、妻の受診等証明書と夫が受けた検査の領収書原本（明細書含む） | □ |
| ２ | 夫及び妻の住民票（申請日から３か月以内に発行されたもの、続柄が省略されていないもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）（コピー不可） | □ |
| ３ | 〈本助成金の申請が２度目以降の場合〉出産した場合や、１２週以降に死産となった場合は、本検査費用助成に複数回申請することができます。該当する方は、以下の書類を添付ください。・出生を自由としたリセットの申請の場合は子の出生日を証明する書類（戸籍謄本・母子健康手帳の写し等）・死産を事由としたリセットの申請の場合は事実を確認できる書類（死産届の写し・母子健康手帳の写し等） | □ |

　申請書類に不備や不足がある場合は、受付できないことがありますのでご留意ください。

【注意事項】

助成申請（回数）は、夫婦１組につき１子ごと１回まで申請可能です。

第１子の際に不妊検査を実施し助成金を受け取っていた場合でも、第２子以降に係る不妊検査の場合は申請することが可能です。

なお、助成金申請後に受診した費用は、助成期間内（夫婦のいずれか早い方の検査開始日から１年以内）でも、再度助成することはできません。

　※１　受診等証明書（様式第２号）の「患者負担（領収）額」と助成金上限額（５０，０００円）を比較し、低い額を「申請額」欄に記入してください。

ただし、夫婦が別の医療機関を受診した場合は、妻の受診等証明書（様式第２号）の「患者負担（領収）額」と夫が受けた検査の領収書の金額を合算してください。

夫婦両方の検査費用を申請する場合も、本申請書は１枚にまとめて記入してください。

　※２　助成対象期間は、検査開始日から原則1年間です。

夫婦両方の検査費用について申請する場合は、夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日から起算となります。

　　＜例＞　「夫：令和6年11月10日検査　妻：令和7年4月5日検査」の場合

　　　　　　　　助成対象期間：令和6年11月10日から令和7年11月9日まで

　※３　助成金承認決定（不承認決定）通知は、申請者の住所地に郵送します。

【申請書の提出先・問合せ先】

　村田町健康福祉課　健康対策班（保健センター）

　電話：０２２４－８３－２３１２